令和4年度第1回環境審議会本会 計画素案に対するご意見(基本方針2関連抜粋)

| 項番 | ご意見内容 | 計画への反映方針 | 委員 |
|----|---|---|--------------|
| 1 | p14 基本施策2-2の施策 公園や農地まで自然と呼ぶのは「自然」の範囲を広げすぎに感じます. 「自然をつなぐ小さな自然」の部分は「中核的な緑地をつなぐ小さな緑地」としたほうがよいと思います. | ご指摘の趣旨をふまえたうえで、人工的な水辺環境など緑地以外の要素も考慮し、 「自然をつなぐ生き物空間の保全と創出」をご提案させていただきます。 | 告川 委員 |
| 2 | p14 基本施策2-4の施策 外来種は生態系だけではなく人間生活にも影響を与える(外来種問題としては,むしろこちらが中心)なので,「府中市の生態系や市民 の生活・産業を脅かす外来種対策」などとしたほうがよいと思います. | ご指摘の趣旨をふまえたうえで、「府中市の生態系や市民のくらしを脅かす外来種対策」をご提案させていただきます。 | 吉川 委員 |
| 3 | p36 (3)生物多様性とは の説明2-3行目の「生物多様性には3つのレベルの多様性と,4つの生態系サービスがあります」の表現がおかしいと思います.生態系サービスは多様な生物を包含した生態系から受けられる恩恵のことで,生物多様性の構成要素ではありません.また,「多くの種類の生きもの全てが複雑に関わりあって存在していること」の他に,「生物多様性は生命誕生以来の長い時間をかけて形成されたかけがえのないものであり,それは未来へもつながっていくものである」ことを加えてもよいと思います. | 修正させていただきます。 | 吉川 委員 |
| 4 | ・「基本施策 2 生物多様性地域戦略」について、「 2 ・ 1 」に情報収集と発信とありますが、どのように活かすのかが明確になっていません。例えば、その情報を活かし、「府中市版レッドリスト」「府中市版ブルーリスト(侵略的外来生物一覧)」を作成し、市民に分かりやすく啓発するなど。 | 取組内容の「収集した生物情報は希少種等の情報を含むリスト化を行い、市内の生態系データベースとして広く公開するとともに、保全事業への活用を図っていきます。」との取組みがご指摘の部分に該当するものと認識しておりますが、記載の表現については再度検討してまいります。 | 金本委員 |
| 5 | ・「基本施策 2 3 生物多様性保全の担い手が生まれる仕組みづくりの推進」のところですが ここの「 自然環境(生物多様性)に配慮した生活様式の導入促進」が、担い手を増やすこ とに結びつかないように思えます。これはどちらかというと、「2 - 1 生物多様性の主流化」 につながってくるかと思います。 担い手ならば、「基本施策 2 - 1 将来を担う子どもたちへの環境教育の充実」の方が適しているように思います。「2 - 1 」と「2 - 3 」は入れ替えてはいかがでしょうか。 または、2 - 3 には、「市境にとらわれない環境の普及啓発をする自然史博物館などの普及啓発施設の設置」などを書き、府中市が地域の自然環境保全の拠点になる旨を書き加えてはいかがでしょうか。 | 「 自然環境(生物多様性)に配慮した生活様式の導入促進」につきましては、市民が日常生活の中に生物多様性保全に配慮した生活様式を取り入れることで、一人一人が生物多様性保全における最小単位の担い手となっていくと考えまして、基本施策2-3「担い手」の項に設定させていただきました。あわせてご指摘いただきました「将来を担う子どもたちへの環境教育の充実」とともに、これらの取組につきましては、社会における主流化と担い手を生み出す仕組みづくりの双方に関わるものであると認識しており、整理の仕方につきましては、部会においてあらためてご議論いただきたいと考えております。 | 金本委員 |
| 6 | 第4章「施策の展開」、基本方針2「人と自然が調和し豊かなめぐみが得られるまちを目指します」の構成も、1.の全体構成と同様に、なるべく方針的なことを先に持ってきたい。 ・ P.35~P.39の(1)位置づけ~(4)背景までは、解説編として基本方針2の最後、すなわち基本方針3の前に移し、(5)府中市の現況から始める。この現況には、それぞれに課題が抽出されているので、以降の施策の方向性に連動している。 | 全体構成と同様に、行政計画として、今回ご提示した計画の構成が必要だと考えております。P.35~P.39の(1)位置づけ~(4)背景までの記載を可能な限りコンパクトにして、(5)府中市の現況以降の方針的な部分に目が届くような記載とさせていただきたます。また、全体構成及び他の基本方針の構成を踏まえながら、基本方針2の構成を引き続き検討してまいります。 | 吉武委員 |
| 7 | ねない。 | 「社会における主流化」とは、生物多様性が保全される社会の仕組みを構成することで、一般の方々がこの仕組みに従って行動すれば、意識せずとも生物多様性が保全されていくことを示しております。この「主流化」につきましては、非常に重要な部分であると考えておりますので、意味合いについて、説明を別に加えて記載することを検討しております。しかしながら、一般の方にとってはなじみの薄い言葉ですので、別の表現でうまく表すことができるようであれば、検討してまいりたいと考えております。 | |
| 8 | <pre><p38-39:基本方針2 (4)背景=""> P38では"昆明宣言"に触れているのみですが、今後開催されるCOP15第2部に関する内容を踏まえて、適宜、時点修正をお願いします。 P39の国の動向では"次期生物多様性国家戦略研究会報告書"の内容が記載されていますが、3月に開催された中央環境審議会 第4回生物多様性国家戦略小委員会では、"次期生物多様性国家戦略素案"が提示されていますので、最新の情報を記載するか、今後策定される次期国家戦略の内容を踏まえて、時点修正をお願いします。</p38-39:基本方針2></pre> | 承知いたしました。適宜、時点修正をしてまいります。 | 青山委員 |
| 9 | < P43: (6)目指すべき姿> 市内や地域の自然のみに着目した書きぶりとなっています。生物多様性の恵みは、地域からのみ享受しているのみではありませんので、環境像で掲げた"地域から地球へ"貢献していく姿勢を、文章で追記する必要がありそうです。 | 修正をさせていただきます。 | 青山委員 |